

第 11 回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 1 1 月 7 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分～
2. 場 所 野辺地町中央公民館 第 3 会議室
3. 会議に出席した委員
1 番 福 士 重 光 2 番 魚 住 ゆり子 3 番 二ツ森 均
5 番 野 坂 長太郎 7 番 野田頭 政子
8 番 高 松 誠 9 番 田 村 敬 一
4. 会議に欠席した委員
4 番 杉 山 福 行
5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員
古 沢 高 明 柴 崎 幸 三 野 坂 勝
江刺家 昭 彦 村 山 茂 荒 谷 清 隆
6. 会議に欠席した農地最適化推進委員
なし
7. 会議に出席した職員
主幹 吹越 麻衣子
8. 会議に付した案件
議案第 1 9 号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気
発電の促進に関する法律第 7 条第 4 項の規定に基づく設備整備
計画の協議に係る意見について
報告第 1 9 号 農地法 5 条届出について
報告第 2 0 号 農地法第 3 条の 3 について
9. 議事の概要
以下のとおり。

【開会時刻 11時00分】

議長

ただいまから、野辺地町農業委員会、第11回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は7名です。定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。
本日の付議案件は1件、報告2件となっております。
事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
慣例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、2番 魚住委員と、5番 野坂委員にお願いします。
議事に入ります。
はじめに「議案第19号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見について」を議題といたします。
事務局の説明をもとめます。

事務局

議案書1ページ及び資料1をお開き願います。
議案第19号 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律、以下「農林漁業再エネ法」と省略させていただきます、第7条第4項の規定に基づく設備整備計画の協議に係る意見についてご説明いたします。
野辺地町再生可能エネルギー基本計画に基づき実施する予定である、〇〇〇〇の風力発電設備整備計画について認定申請がありました。申請の土地について、農地が含まれていたため、農林漁業再エネ法第7条第5項第2号で定められている、農地法第5条第2項の規定（不許可要件に該当する場合には許可できない）により農地法第5条第1項の許可をすることができない場合に該当しないか、青森県構造政策課より意見照会がありましたので、意見を決定するため協議するものであります。

【 議案書等をもとに説明 】

議案第19号については以上です。

議長

それでは議案第19号について、御審議願います。
御意見等ございませんか。

7番

これ先月の審議したものだということなんですけれど、貸借関係はどうなっているんですか。

事務局

はい、貸借は現在農業委員会をとおさないものとなっておりますが、今回の転用があり、転用面積等が確定した段階で中間管理をとおした貸借をする予定となっております。

7番

現在も貸借はあるということなんですわね。

事務局	はい、そうです。
7 番	わかりました。
議長	他にありませんか。
8 番	すみません、面積の内訳はどうなっていますか。全部を永久的に転用するということですか。
事務局	はい、資料1の、例えば4ページをご覧ください。新設7と書いているところがあるのですが、この八角形になっている中に灰色の部分があるのですが、わかりますか。
8 番	八角形の中…うん、この四角に蛇みたいになっているやつ。
事務局	そうです、そうです。この四角の部分が風力発電設備の基礎の部分になり、蛇みたいにピヤーッと伸びている部分が通路部分となります。先月審議したものは一時転用ですが、今回のこの灰色の部分が全て永久転用ということです。
8 番	はい、わかりました。
議長	はい、それでは他に意見ありませんか。
委員	(な し)
議長	議案第19号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
委員	(異 議 な し)
議長	異議ないものと認め、議案第19号については、許可相当である旨決定いたします。
議長	次に、「報告第19号 農地法第5条届出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをお開きください。 報告第19号 農地法第5条届出について、〇〇〇〇から移動通信用基地局、いわゆる携帯電話の通信のための電波中継設備の設置にかかる申請がありましたので報告いたします。 【 議案書等をもとに説明 】 以上で報告第19号の説明を終わります。

議 長	それでは報告第19号について、御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	次に、「報告第20号 農地法第3条の3について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 農地法第3条の3 相続等による権利移動について報告します。 【 議案書等をもとに説明 】 以上で報告第20号の説明を終わります。
議 長	それでは報告第20号について、御意見等ございませんか。
委 員	(な し)
議 長	御意見等ないようですので、以上をもちまして、 本日の議事を終了いたします。
	【閉会時刻10時14分】